

滑川市生活安定小口資金融資制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活における不時の出費に必要な小口資金を融資するための制度を定め、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内でこの制度運用のための資金（以下「資金」という。）を別に定める金融機関（以下「金融機関」という。）に預託する。

(預託利率)

第3条 資金の預託利率は、その都度取扱金融機関と協議の上決定する。

(融資目標)

第4条 資金の預託を受けた金融機関は、預託額以上の自己資金を加えた額を融資するものとする。

(融資対象者)

第5条 この要綱に定めるところにより、金融機関から融資を受けることのできるものは、次の各号に掲げる条件を備えているものでなければならない。

(1) 滑川市内に引き続き2年以上居住している勤労者であつて、かつ、同一事業所に引き続き2年以上勤務している者。

(2) 18歳以上の者。

(3) 金融機関が定める個人ローン信用保険加入適格者又は個人ローン信用保険加入適格者の保証人をたて得る者。

(融資条件)

第6条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 50万円

(2) 融資期間 4年以内

(3) 融資利率 3.8パーセント以内

(4) 償還方法 取扱金融機関の所定の方法による。

(5) 使途 一般生活資金又は結婚資金とする。ただし、事業資金、海外旅行資金、投資・投機的、転貸資金、ギャンブル等の不健全資金は、対象外とする。

(融資の制限)

第7条 この制度における融資は、同一対象者に対し2以上の融資を行うことができない。

(申込み方法)

第8条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に所得証明書、住民票謄本及び使途を証明する書類を添えて金融機関に提出し、金融機関は、申込みに対し審査して融資の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

2 前項の融資決定を受けた者は、印鑑証明書を金融機関に提出して、融資を受けるものとする。

(融資状況の報告)

第9条 金融機関は、この要綱による融資状況について、毎月末現在の融資状況を別に定める様式により、翌月10日まで市長に報告しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、この制度の運営について必要と認めたときは、金融機関について調査を行うことができる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和53年滑川市告示第56-2号)

この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年滑川市告示第 44 号）

この告示は、公布の日から施行する。